

平成 29 年度

第 13 回総務経済常任委員会会議録  
第 7 回総務経済分科会会議録

平成 29 年 12 月 20 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第13回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成29年12月20日(水曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 12月20日 午前9時47分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議・審査事項

第78回宍粟市議会定例会付託案件審査

(企画総務部)

第119号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第78回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. 閉会

出席委員

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 飯田吉則 | 副委員長 | 田中一郎  |
| 委員  | 津田晃伸 | 委員   | 大久保陽一 |
| "   | 田中孝幸 | "    | 東豊俊   |
| "   | 西本諭  |      |       |

出席説明員

(企画総務部)

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 企画総務部長 | 坂根雅彦 | 企画総務部次長 | 平瀬忠信 |
| 総務課長   | 安井洋子 | 財務課長    | 砂町隆之 |

事務局

係 長 岸元秀高

(午前 9時47分 開会)

飯田委員長 おはようございます。

それでは、先ほど本会議において付託されました第119号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、今から審査をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これについて、何か追加で説明することありますか。

平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 済みません、審査に入る前に、事前配付資料の民間の仕組みという資料をつけさせていただいておりますので、この件について、担当課長より概要説明させていただいて、それから審査のほうの提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 失礼します。本日お配りしております資料を使いまして、簡単に概要を御説明させていただきたいと思っております。

先にお配りさせていただいております総務経済常任委員会資料ということで、こちらの1ページのほうをごらんいただきたいんですが、ここの1番のところ、四角囲みの下にちょっと書いてありますが、そもそも給与勧告の意義と役割ということで、公務員につきましては、通常、民間の職員に認められております労働基本権というものが制約がありまして、例えば団結権ですとか、団体交渉権、争議権、ストライキですとか、そういったものが認められていないような仕組みになっておりますので、こういったことで給与、公務員の給与につきましては、年1回、人事委員会のほうから調査を行って勧告をするというような仕組みになっております。

済みません、もう1つお配りさせていただいております、こちらの勧告のポイントというような資料のほうを、ちょっとこちらのほうをごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして、3ページのほうに、職員数が書いてあるんですが、この人事院勧告につきましては、円グラフの一番上のところにあります一般職、国家公務員の一般職について、給与法をどういうふうに民間と比較して改正すべきかというようなところをするために、こういった人事院勧告というものが行われております。

4ページに、勧告の手順というものを図式化したものをつけさせていただいております。

平成29年度につきましては、一番左下のところに、民間給与の調査ということで、どのような事業所を対象に調査を行ったかということで、企業規模と事業所規模が50人以上の事業所ということで、それぞれ全国で5万7,700事業所のうち1万2,400事業所を対象に調査を今年度は行っております。

人事院が8月ごろに毎年勧告を行いまして、それを国会に提出して、内閣の閣議決定を受けて国会に提出されるわけなんです、そこで承認を、ことしの12月8日に国会で承認を受けて、国家公務員の給与につきましては、これに倣ってことしの4月にさかのぼって改正をするというような仕組みになっております。

この当市におきましては、人事院勧告に準じて、これまで給与、職員の給与の改正を行ってきています。それと言いますのも、前回のこちらのほうで説明をさせていただいたとおり、市独自で調査するのは難しいということで、職員組合との交渉により、国家公務員法の給与法に基づいて、準拠して給与を改正していくというようなことで、取り決めがこれまでありましたので、それに準じて今回、条例改正を挙げさせていただいたような流れになっております。

そもそも、この人事院勧告の民間給与の比較と言いますのが、5ページにありますように、50人規模の、50人以上の規模の民間企業においては、市役所ですとか国家公務員と同じように、それぞれ役職段階の例があるというようなことで、50人以上の規模の事業所を対象に調査が行われております。

調査の方法につきましては、6ページに記載してありますように、それぞれの役職ごとですとか、学歴、年齢ですね、そういったものを細かく分けまして、国家公務員の給料と民間の給与を比較して、出てきた数字と言いますのが6ページの一番下の四角囲みにあります本年の較差ということで、631円ということになっております。

7ページのほうをごらんいただきますと、この631円の内訳ということで、一番右にあります俸給というところにつきましては、これが基本給の456円になります。

その下にあります本府省業務調整手当と言いますのは、国のほうにおきまして、府省などに勤める職員に特別に出ております調整手当というものがありますので、こちらの分とそれぞれ基本給とかを上げることによって、はね返し分が56円あるということで、市の職員については、一番上の俸給の部分についてのみ適用になっておりますので、較差631円のうち456円がそもそもの基本給の部分の適用になってくるような形になっております。民間給与を調査したものが41万1,350円、国家公務員の給与につきましては41万719円となっております。

国家公務員につきましては、それ以外にもいろいろと地域によっては調整手当というもので、高いところでしたら16%ぐらい、この基本給に対して調整手当がさらに16%加算されるような仕組みになっております。

兵庫県におきましても、各地域、阪神間ですとか姫路市、赤穂市などについては、そういった調整手当がつけられております。宍粟市につきましては、そういった調整手当の該当にはなっておりませんので、あくまでも基本給のみというところになっております。

それ以外の詳しい資料につきましては、またごらんいただきたいんですが、10ページには、これまでの人事院勧告の実施状況、基本給の部分と、あとボーナスの分について、過去からの推移を記載しております。

こちらの資料の13ページ、14ページにつきましては、先ほど説明した図式化のものを文書であらわしたものになっております。

14ページには、こういった企業を対象に調査、国のほうで行われているかというような資料になっております。

15ページには、調査の結果、民間においてベースアップがどれぐらいされているかとか、あとは定期昇給があったかとかというような細かい資料になっております。

これらの人事院の調査に基づいて、勧告が行われて、今回の給与改正というような仕組みになっております。

そもそも、この人事院の調査と言いますのが、13ページのほうに書いてありますように、(2)の調査機関ということで、人事院並びに都道府県、またそれ以外については人事委員会を置いておる市町村などが実施調査を行っておりまして、国につきましては、調査については独立行政法人統計センターというところに委託をして調査を行っているような仕組みになっております。

同じ時期に兵庫県のほうも独自で、兵庫県の分については人事委員会が調査を行っておりますが、国と比較しましても、逆に兵庫県のほうが民間給与は県職員と比べて高くなっておりまして、その較差が国の場合は631円と出ておりますが、兵庫県については2,988円ということで、本年度につきましては、兵庫県の人事委員会は、国は400円程度の俸給ですね、給料表は改正を行っておりますが、兵庫県につきましては、今年度に限って、4月にさかのぼって独自で800円の給与改正を行うような形になっておりますが、当市としましては、あくまでも国家公務員のこちらの人事院勧告に準拠するというような過去からの経緯がありますので、もちろん上がるときには上げる。下がるときには同じように下げるといったことでこれまで進

めてきておりますので、それに基づいて今回上程をさせていただいた次第になっております。どうぞよろしく願いいたします。

飯田委員長 説明終わりました。このことについての御意見。

津田委員。

津田委員 済みません、私もこの人事院勧告ちょっと読ませてもらったんですけども、ちょっと1点疑問なのが例えば4月からさかのぼるじゃないですか。下がったときはさかのぼって回収するんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 これまでも下がったときは、4月にさかのぼって改正をするときもありますし、それも国に準じて、例えば1月1日から下げるといような給料法が適用になったときは、もう国と同じくして下げるようにしております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 済みません、いや、下がったときも4月からさかのぼって皆さんからお金を回収するということですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 これまでの人事院勧告では、余り下がるときには4月にさかのぼって下げますというような勧告はなされたような余り経緯がなくて、私たちの昇給というのは4月1日昇給なので、そのときに給料表を新しいものを適用するというようなことがこれまではほとんどでした。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 ちょっと僕ら民間の感覚で言うんですね、例えば上がるときはさかのぼって出すのに、下がる時はその翌年の1月からってというのは、ちょっとそこがね、じゃあそれ僕はどう市民の方に説明すればいいのかなという部分が1点あるのと、あとこの先ほど給与所得に関しては水準は、そうしないとね、ベースって全部は調べたらすぐ出ると思うんですよ。それが上がってるのかどうかっていう、正直それを行政のほうで把握してないと、どういう施策で行くんだらうかと。そうしないと、状況がわかってない状況。それちょっと、それわからないもんなんですかね。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 確かに、調べることは可能だと思うんですが、本当にもうかなりの労力を要しますし、なかなか自前ではとてもそういったところまではできかねますし、また事業規模が50人以上というところで、同じような役職を持っているところの比較と言いますと、なかなかすぐには調査ができないということで、合併以降も

何年間かはやったような経緯があるということは、私たちも聞いているんですが、もうとにかく難しいということで、それ以降は、実施はできていないというようなことで聞いております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 いや、例えば市内全域の、例えば宍粟市内のね、人の例えば給与、所得ね、給与所得が上がっているかどうかというのは、まあそういう企業ごとじゃなくてね、それは調べられるんじゃないですか。例えば住民税の、どういのかを加算して見ていけば。

飯田委員長 部長。

坂根企画総務部長 税の情報っていうのをどこまで使えるかというところになると思います。何でもかんでも市が持っている情報は何に使ってもいいという話にならないので、人事院のほうも各委託をして、各企業さんに調査をお願いをして、そのデータを集めてやっておるといところでございますので、市が課税をするために情報を集めてるものを市の職員の給与と比較するために使うというのについては、それはできないという解釈をしております。

飯田委員長 このことにつきましては、また通常の常任委員会の中でいろいろと検討していきたいと思しますので、今回はこの人事院勧告のことについてのみお願いしたいと思しますので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

東委員。

東委員 1点だけね、これによって俗に言うラスパイレスは、ここはどのような変化があったのかな。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 失礼します。ラスパイレス指数につきましては、済みません、今回はちょっとお配りさせていただいてないんですが、宍粟市につきましては、平成29年は97.7になっております。

昨年度、平成28年4月につきましては、97.4、平成27年4月については97.9となっております。

今回の人事院勧告に基づいて、給与改正するに当たっては、国と同様の改正ですので、ラスパイレス指数に影響はないと思っております。

ただ、このラスパイレス指数というのは、先ほど申し上げた調整手当等は含んでおりませんので、あくまでも基本給の部分になってきますので、国ですとか県と

比較しますと、かなり宍粟市は以前、調整手当というものが出ている時期もあったんですが、現在はもう完全に出ておりませんので、本来の受給額と比べると、かなり低くはなっておりますが、ラスパイレス指数に関して言えば、今年度については97.7となっております。

飯田委員長 ほかに。

津田委員。

津田委員 これ非常勤の方の改定というのは、どうされるんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 今回は、この人事院給与の改正に基づきまして、非常勤の職員にも賃金表というのがありまして、同じように初任給が1,000円のベースアップということになりますので、同様に1,000円のベースアップを考えております。

また、期末手当につきましても同様に引き上げをさせていただく予定にしております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 そしたら、これ今、出てるのは、これ非常勤の方も含めての補正予算と言うか、違う。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 今回につきましては、あくまでも職員の給与に関する部分になっていきます。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 済みません、非常勤職員につきましては、翌年度の4月からの改正ということで、現在改正をしております。

飯田委員長 よろしいか。

それでは、第119号議案に対する審査を終わりたいと思います。

ここで一旦常任委員会を休憩して、次、第7回総務経済分科会に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前10時05分休憩

---

午前10時14分再開

飯田委員長 それでは、委員会を再開します。

まず、付託されております第119号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての採決に係る審議を行いたいと思います。



これについて、まず御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、なければ討論ございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、このことに関して採決を行いたいと思います。

第119号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

飯田委員長 賛成多数で可決ということをお願いします。

それでは、常任委員会を一旦閉会させていただきます。

(午前10時16分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則

平成29年度第7回総務経済分科会会議録

日 時 平成29年12月20日(水曜日)

場 所 宍粟市役所502会議室

開 会 9月7日 午前10時05分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議・審査事項

(企画総務部)

第120号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)

第121号議案 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第122号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

第123号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

第124号議案 平成29年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)

第125号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第126号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

第127号議案 平成29年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)

第128号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)

第129号議案 平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)

第78回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. 閉会

出席委員

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 飯田吉則 | 副委員長 | 田中一郎  |
| 委員  | 津田晃伸 | 委員   | 大久保陽一 |
| 〃   | 田中孝幸 | 〃    | 東豊俊   |
| 〃   | 西本諭  |      |       |

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長 坂根 雅彦

企画総務部次長 平瀬 忠信

総務課長 安井 洋子

財務課長 砂町 隆之

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前10時05分 開会)

飯田委員長 それでは、先ほど本会議で予算決算常任委員会のほうより付託されました第120号議案から第129号議案までについて、審査に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これについて。

平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 それでは、第120号議案、平成29年度一般会計補正予算(第5号)から第129号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、説明をさせていただきます。

配付資料の分科会資料の1ページをお願いしたいと思います。

先ほど説明をさせていただきました第119号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関連して、一般職全員の給料表並びに勤勉手当の支給月の改正に伴う関係予算をそれぞれ会計ごとに補正をするものでございます。

会計ごとの補正額を給料及び職員手当並びに共済費負担金につきまして、一覧表にしておりますのが配付資料の1ページとなっております。

今回、給料月額の変更がございましたので、給料はもちろんのこと、期末手当、時間外手当とあわせて、共済費並びに負担金の追加分を補正するものでございます。

また、一般会計の補正予算につきましては、各特別会計への人件費相当分の繰出金を計上させていただいているところでございます。

全会計の対象の職員数につきましては、676人分ということになっております。

以上です。

飯田委員長 説明は終わりました。これについて質疑ございますか。

ほとんどの部分について、一般会計の繰り出しとかということがあるんですけども、農業じゃない水道の特別会計と病院会計なんですけども、ここには歳入とかという部分がないですね。この部分については、事業収入とかという分に当たるんでしょうか。そこだけちょっとしたいなと。

平瀬企画総務部次長 その2会計については、その会計での財源を活用するということにしております。

飯田委員長 わかりました。

ほかに。

東委員。

東委員 今回の2会計、企業会計やからということなんで、やけども、それで負担金は、病院は、水道は負担金やけども、病院は負担金がこれは何でないのかな。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 1ページの表の下から3行目の病院会計というところでございます。だと思っんですけども、その負担金が空白ではなくゼロになっております負担金は、現計の予算額に財源がございましたので、そちらのほうから流用させていただくという格好で支払いをするということとしております。

飯田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで第120号議案から第129号議案に対する審査を終了したいと思います。御苦労さんです。暫時休憩します。

午前10時09分休憩

---

午前10時32分再開

飯田委員長 それでは、会議を再開します。

それでは、第7回総務経済分科会の審査に入ります。

まず、第120号議案から第129号議案ですけれども、全体の中での御意見があれば、お願いしたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、討論に入りたいと思います。討論について。

津田委員。

津田委員 済みません、正直さっき確認したところ、上がるときは4月から、下がる時は翌年1月から、また翌年上がったときは、またさかのぼる。これ実際そのそこにちょっと私自身、疑問を感じる部分が、先ほど確認させてもらったときにこれで本当にいいのかなというのが正直今疑問を感じてるんですけど。

飯田委員長 これについて、討論。賛成討論、反対討論。

西本委員。

西本委員 いずれにしても制度の中で、やってるのがあるんですけども、そういう意味では、そういう部分も自分が気がつかない部分あるんやけどね。人事院勧告のね、流れの中でやってきたというの、あれがあるんで、市内そのものの調査とかというのは、そらさっき言われたみたいに、できてなかったっていうふうなあるけども、それは莫大な費用がかかったりするんで、そういう部分では、人事院勧告の

とおりにやむを得ないと言いますか、従うべきだと思います。

飯田委員長 ほかに。

大久保委員。

大久保委員 これからね、例えばこのこれから介護保険料にしてもね、いろいろ負担が大きくなっていくし、この12月の先般の議会でも言ったんだけど、揖保川挟んで下りで水道料金が倍半分っていう現状があったりしてね、周りから見る目はより厳しくなるんで、その分の見合う仕事というのは当然あるやろうし、こっちもそのことをここで言葉としてはくということ、その言葉もそのまま自分にも公金もらってる議員にもそのまま返ってくるんやろうなというふうに思いながらね、この別冊の数字も見させてもらうんやけど、市民の目もあるし、言うもんもあげるもんにもそのまま返ってくるやろし、それに対して言う自分に対してもそのまま返ってくるんやろうなという、改めて討論、自由に話できる場やから、今、言ってるんやけど、そういうふうに改めて感じました。

津田委員 私も給料、ここの市役所ね、皆さんの給料、低いか安いかというところじゃなくて、正直ここの制度自体の部分に、ちょっと正直疑問を感じた部分は、きょう初めて詳しく聞かせていただいて、ちょっとそこで正直疑問を感じた部分このままでいいのかなという部分がやっぱり民間の考えでしたら、これ多分、市民の方も知っているのかと。知って、説明したときに、どう説明すればいいのかなというところで、疑問を感じた部分がありましたんで、ちょっと言わせていただいています。

飯田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで討論を打ち切ります。

それでは、採決のほうに移りたいと思います。

採決は、分離して行います。

まず、第120号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)についての採決を行います。

賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

飯田委員長 賛成多数ということで。

続きまして、第121号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数です。

第122号議案、平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

第123号議案、平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数。

第124号議案、平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

続きまして、第125号議案、平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

第126号議案、平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

第127号議案、平成29年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

第128号議案、平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

最後に、第129号議案、平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の方の挙手を求めます。



( 挙手多数 )

飯田委員長 賛成多数であります。

以上、付託案件審査、採決を終わります。

これで第7回総務経済分科会を閉じさせていただきます。

( 午前 10 時 42 分 閉会 )

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則